

和歌山大学外国人受託研修員に関する規程

制 定 令和 5年 3月29日

法人和歌山大学規程 第2594号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学（以下「本学」という。）のグローバル化及び国際協力、並びに日本文化理解の促進を図るために、外国人受託研修員（以下「受託研修員」という。）を受入れる場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 受託研修員として受入れることのできる者は、次の各号に掲げる者であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条で定める大学を卒業した者又は本学がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が開発途上国から招致する者

(2) 日本国政府及び関連団体等が招致する者あるいは外国政府等が派遣する者

(受入れ許可)

第3条 受託研修員の受入れは、前条各号に定める者を招致又は派遣する組織の長からの申請に基づき、受入れ部局の議を経て、学長が許可する。

(研修期間)

第4条 受託研修員の研修期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する会計年度を超えることはできない。ただし、学長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(研修期間の区分)

第5条 受託研修員の研修期間の区分は、会計年度内における研修する期間の日数により、1か月を単位として区分する。

2 前項の1か月は30日とし、30日に満たない日数は切り上げるものとする。

(研修方法)

第6条 受入れ部局の長は、受託研修員の研修目的及び研修内容を考慮して、その指導教員を定め、指導を行わせるものとする。

2 前項の研修目的を達成するため必要な場合には、第4条の研修期間中に学外における研修を行うことができる。

(研修料及び徴収方法)

第7条 受託研修員の研修料は、国立大学法人和歌山大学私学研修員等の研究料の取扱いについて定めるところとし、受入れを許可したときは、当該会計年度に属する研修料を研修期間の区分により、第2条各号に定める者を招致又は派遣する組織から直ちに徴収するものとする。

(研修証明書)

第8条 学長は、受託研修員からその研修事項等に係る証明の願い出があったときは、研修証明書を交付する。

外国人受託研修員に関する規程

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、受託研修員の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。